

議案第1号

京都府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年2月10日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭

提案理由

団塊世代の後期高齢者への移行による被保険者の増加や制度改正への対応による業務増大に対応するため、府下市町村からの派遣職員の増員等により本広域連合事務局の職員体制強化を図ることから、条例を改正する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例
京都府後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年条例第8号）の一
部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「22人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。